

平成28年

寒河江市農業委員会第12回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第12回総会

日時 平成28年12月26日(月) 午前9時00分
会場 寒河江市立図書館 会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原稔
13番 小野義和	14番 佐藤義広	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局 局長 原田真司	局長補佐 佐藤利美
総務主査 佐藤陽一	総務係長 高子英晴
農地係長 村上千尋	農地係主事 国井茂伸

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第54号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第56号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第57号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前9時04分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

 まず、総会の成立についてでありますけれども、本日の出席者は総委員数20名中出席委員20名で、在任委員の全員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですけれども、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

 (「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、15番・奥山眞治委員、16番・菅井孝一委員に申し上げます。

 次に、「書記任命」ですが、高子係長に申し上げます。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたら申し上げます。事務局。

事務局(農地係長) 報告事項を申し上げます。

 (報告事項朗読)

木村議長 ご苦労さまでした。
 ただいまの報告について、何か質問はございませんか。

 (「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からございますか。(「あ

りません」の声あり)

それでは早速、議事に入ります。

議第54号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第54号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第55号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第56号「非農地証明願の審議について」

(4) 議第57号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第54号から議第57号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第57号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番・佐藤義広委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願ひします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。渡辺です。

それでは私のほうから、去る12月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件3件を実施し、審査いたしました。

議第56号「非農地証明願の審議について」、順位14番、寒河江地区の案件であります。現地は渋谷会館の隣で、昭和57年及び59年に転用の許可を受けた場所であります。現在は渋谷会館の敷地となっており、非農地と判断できる場所でした。

続いて、順位15番及び16番、西根地区の案件であります。こちらは昭和55年に転用の許可を受けており、現在は

小屋が建っている雑種地と、そこに行く通路となっておりました。こちらも非農地と判断できる場所でした。

その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については、今月は案件も少なくなっておりますので9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時40分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第54号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、黒田祐一委員、お願いします。黒田委員。

黒田委員

はい、議長。5番、黒田です。

議第54号「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページをごらんください。

(議案書順位47番朗読)

この件につきましては、12月16日、土屋委員と現地を確認してまいりました。現地は地番は砂川原ですけれども、ちょうど最上川の対岸、天童地区のほうになりまして、なかなか耕作には不便なところかと判断しております。

譲受人は、東根ということによってちょっと距離的には遠いのかという気もしますが、申請内容を見ますと、かなり一生懸命になっている人でございますので、引き続き農地として使うということなので、書類上は大丈夫かなと判断したところです。地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位48番朗読)

この件につきましても、16日に土屋委員と現地を確認してまいりました。現地は非常に条件のいい水田でございますので、以前有限会社ビー・エム・エフで求めた田んぼのすぐ隣ということで、申請内容は引き続き水田、水稻を作付することなので、問題はないと判断したところです。地区審査でも異議ございませんでした。

報告を終わります。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長) 順位47番、順位48番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第54号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第54号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第55号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、菊地弘美委員をお願いします。菊地委員。

菊地委員

8番、菊地です。

(議案書順位5番朗読)

この件につきまして、12月14日、鈴木久一委員と現地を確認してまいりました。住宅の東側に既に物置小屋が建っておりまして、追認の申請となります。報告書によりますと、申請人の父親が昭和60年ごろに農地とは知らないで建てて、そのまま使用してきたということで、やむを得ないものと思

われます。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

順位 5 番は、物置小屋用敷地への転用となっております。申請地は申請者の住宅に隣接し、集落内にある非常に小規模な農地であり、第 3 種農地と判断します。昭和 6 3 年ごろから先代が農地とは知らず物置小屋としていた案件です。また、追認という形で転用許可を提出したものです。

第 3 種農地は原則許可であり、申請人に非がないと認められるので、転用はやむを得ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 5 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 5 5 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第56号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、黒田委員、お願いします。黒田委員。

黒田委員

はい、議長。5番、黒田です。

議第56号「非農地証明願の審議について」、10ページをごらんください。

(議案書順位14番朗読)

この件につきまして、12月19日、事前審査会で現地を確認してまいりました。その結果、現地は申請事由のとおりということで、地区審査でも異議ございませんでした。

報告を終わります。

木村議長

ありがとうございました。

次に、西根・三泉地区、菊地弘美委員お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。8番、菊地です。

(議案書順位15番朗読)

関連がありますので、次もそのまま読み上げます。

(議案書順位16番朗読)

順位15番、16番につきまして、12月19日、事前審査会で現地を確認してまいりました。場所は西根小学校から少し西側に来たところにあります。地目変更を怠ったまま、順位15番は通路として、そしてそこを歩いて行く16番は作業場及び資材置き場として使用していたもので、問題はないものと思われまゝ。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、事務局から説明があればお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。
議第56号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第56号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第57号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番の佐藤義広委員が関係委員となっておりますので、関

係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、退室)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

 まず、寒河江・南部地区、黒田委員、お願いします。黒田委員。

黒田委員 5番、黒田です。

 議第57号「農用地利用集積計画書の審議について」、13ページをごらんください。

(議案書朗読)

 いずれも中核農家、認定農家であり、地区審査では異議ございませんでした。

 報告を終わります。

木村議長 ありがとうございます。

 続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員お願いします。菊地委員。

菊地委員 はい、議長。8番、菊地弘美です。

 13ページをごらんください。

(議案書朗読)

 いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議ありませんでした。また、農地中間管理事業においては、

いずれの農地も農業振興地域地内にあり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上になります。

木村議長

ご苦労さまでした。

黒田委員、追加報告しますか。（「そうですね」の声あり）
お願いします。

黒田委員

5番、黒田です。

先ほどの説明で、中間管理事業が抜けましたので、追加で説明させていただきます。

（議案書朗読）

中間管理事業につきましては、借受人が認定農業者であり、また中核農家であり、いずれも貸し手が貸し出す農地に適していると判断したところでございます。地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、柴橋地区、奥山委員お願いします。奥山委員。

奥山委員

15番、奥山です。

13ページをごらんください。

（議案書朗読）

いずれも認定農業者で、地区審査では異議ありませんでした。

以上で終わります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第57号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第57号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（佐藤義広委員、入室）

木村議長

関係委員に申し上げます。議第57号は原案のとおり決定したことを報告します。

これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時04分

平成28年12月26日

第12回総会 議長.....

議事録署名委員 15番委員.....

議事録署名委員 16番委員.....